



2026年5月20日

各位

会 社 名 株式会社 東京エネシス
代 表 者 名 代表取締役社長
社長執行役員 眞島 俊昭
(コード番号 1945 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 IR 担当 伊藤 義明
(TEL 03-6371-1947)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更に関し、2026年6月26日開催予定の第79期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)株主総会及び取締役会の運営について、当社取締役会の構成に応じた柔軟な対応を可能とすること、並びに、経営の透明性及び客観性の向上を図ることを目的として、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役会の決議により決定する旨の規定として、現行定款第16条及び第24条の変更を行うものであります。
- (2)取締役会の経営監督機能の強化と業務執行機能のより明確な分離のため、取締役の中から社長等を選定することができる規定を見直し、執行役員の中から社長等を選定することができる旨の規定として、現行定款第23条の変更を行うとともに、執行役員制度を定款上に規定するため、変更案第32条の新設を行うものであります。
- (3)上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月26日（予定）

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 15 条 (条文省略)	第 13 条～第 15 条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第 16 条 <u>取締役社長は取締役会の決議にもとづき株主総会を招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</u>	第 16 条 <u>当会社の株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
第 17 条～第 19 条 (条文省略)	第 17 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 <u>取締役および取締役会</u>	第 4 章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u>
第 20 条～第 22 条 (条文省略)	第 20 条～第 22 条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から <u>取締役社長 1 名を選定し、なお取締役会長 1 名、取締役副社長および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から <u>取締役会長 1 名を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 <u>取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</u> 第 25 条～第 31 条 (条文省略) ＜新設＞ 第 5 章 監査等委員会 第 32 条～第 34 条 (条文省略) 第 6 章 計算 第 35 条～第 38 条 (条文省略) 附則 (条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 <u>当社は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u> <u>当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 第 25 条～第 31 条 (現行どおり) (執行役員) 第 32 条 <u>取締役会は、その決議によって業務執行取締役のほかに当社の業務執行を担当する執行役員を選任することができる。</u> <u>取締役会は、その決議によって社長執行役員を 1 名、副社長執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を各若干名選定することができる。</u> 第 5 章 監査等委員会 第 33 条～第 35 条 (現行どおり) 第 6 章 計算 第 36 条～第 39 条 (現行どおり) 附則 (現行どおり)